

告示

埼玉県告示第二百五十五号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日
神川町	令和元年度地籍簿一冊	阿久原十地区（令和三年三月九日）	
	令和二年度地籍簿一冊	大字上阿久原・下阿久原の各一部	